

せいねんこうけん

吉岡町成年後見支援センター



このようなお困りごとはありませんか？

子に障がいがあり
親亡き後が心配…



自分の将来が心配。
できるうちに色々
準備しておきたい…

独居の伯父が
寝たきりに…
通帳や印鑑が見つからず
お金がおろせない。
入院費はどうすれば？



その他にも（相談例の一部です）

- 母が悪質商法の被害にあっているのでは。今後も電話勧誘販売等の悪質商法にあわないか心配。
- 叔母は未婚で独居生活。最近物忘れが増えてきた。お金の管理は大丈夫？
- 入院中の母。医師に意識が戻るかわからないと言われた。母名義のものを整理するには…？
- 一人では書類の手続きができない。

認知症、知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方々が
安心して暮らせるようお手伝いします。

吉岡町成年後見支援センター ☎0279-54-3930

FAX：0279-54-3673

メール：yoshioka.sya@ivory.plala.or.jp

所在地：吉岡町南下1333-4

【受付】

- 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで
- 土、日、祝日、年末年始はお休みです
- 相談は無料です
- 電話や窓口での相談はもちろん、ご自宅や施設、病院などへ訪問しての相談も行います



委託元：吉岡町 運営：吉岡町社会福祉協議会

センターってどんなところ？

吉岡町成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、社会福祉士、関係機関と連携しながら支援していく相談窓口です。

相談支援

成年後見制度に関する相談を受け付けます。
申込み（申立て）手続きに必要な書類の作成をお手伝いします。



広報・啓発

成年後見制度について利用促進を目的とした講習会の開催を行います。
チラシやホームページにて広報活動を行います。

関係機関との連携

行政機関、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、関係機関等との連絡及び情報交換を行い、連携体制を構築します。



成年後見制度には 法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。



今必要な方

法定 後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が適切な支援者（後見人、保佐人、補助人）を選び、お金の管理や生活に必要な契約手続きをお手伝いする制度です。
判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。



将来に備える

任意 後見制度

自分で決められるうちに、あらかじめ自分が選んだ「任意後見人」に、自分の代わりにしてもらいたいことを、契約で決めておく制度です。公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。



後見人ができること・できないこと

後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮した上で支援を行います。

- ①預貯金の管理、金融機関との手続きや、公共料金等の日常生活の中でも各種支払い、不動産の売却契約・管理等
- ②入退院に関する手続き、福祉サービスの利用や施設への入退所に関する手続き等
- ③不適切な契約の取り消し（法定後見制度に限る）
- ④遺産相続の代理

※後見人等ができないことの例

日用品の購入、本人の介護や病院への付き添い、身元保証人になること、医療行為への同意、婚姻・離婚・遺言書等の同意等

他制度の紹介について

成年後見支援センターでは、成年後見制度以外の制度（日常生活自立支援事業等）の紹介も行い、本人が安心して暮らせるよう本人に合った制度を一緒に考えます。